

570



医療法人決算届

令和 7年12月26日

群馬県知事 山本 一太 殿

群馬県前橋市広瀬町三丁目15番地1

医療法人社団 豊泉歯科医院

理事長 豊泉 修

TEL 027-266-2345

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

1 事業報告書

2 財産目録

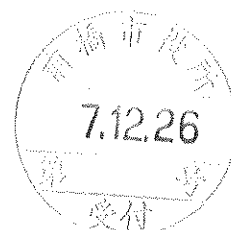
3 貸借対照表

4 損益計算書

5 監事監査報告書

6 関係事業者との取引状況に関する報告書

添付書類



〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和6年 9月 1日 至 令和7年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 豊泉歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 群馬県前橋市広瀬町三丁目 15 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 13 年 2 月 23 日

- (4) 設立登記年月日 平成 13 年 3 月 7 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	豊 泉 修	豊泉歯科医院管理者
理 事	佐藤 喜芳	
同	豊 泉 明子	
監 事	初谷 令子	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数	
診療所	豊泉歯科医院	1030110421	群馬県前橋市広瀬町三丁目15番地1	一般病床	0床
				療養病床	0床
				[医療保険	0床]
				[介護保険	0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月20日 令和5年度決算の決定

様式 2



法人名 医療法人社団 豊泉歯科医院
所在地 群馬県前橋市広瀬町三丁目15番地1

※医療法人整理番号 0 0 5 7 0

財 産 目 録
(令和 7年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	119,989 千円
2. 負 債 額	104,227 千円
3. 純 資 産 額	15,762 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	114,583
B 固 定 資 産	5,406
C 資 産 合 計 (A + B)	119,989
D 負 債 合 計	104,227
E 純 資 産 (C - D)	15,762

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 豊泉歯科医院

所在地 群馬県前橋市広瀬町三丁目15番地1

※医療法人整理番号 0 0 5 7 0

貸 借 対 照 表

(令和 7年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	114,583	I 流 動 負 債	20,444
II 固 定 資 産	5,406	II 固 定 負 債	83,783
1 有 形 固 定 資 産	3,251	負 債 合 計	104,227
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,155	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	5,762
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	15,762
資 産 合 計	119,989	負債・純資産合計	119,989

法人名 医療法人社団 豊泉歯科医院
群馬県前橋市広瀬町三丁目15番地1

※医療法人整理番号 0 0 5 7 0

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	89,125
2 事業費用	79,187
本来業務事業利益	9,938
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,938
II 事業外収益	4,443
III 事業外費用	2,537
経常利益	11,844
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	11,844
法人税等	1,783
当期純利益	10,061

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 豊泉歯科医院
理事長 豊泉 修 殿

私は、医療法人社団 豊泉歯科医院 の令和 6 年会計年度（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 10 月 26 日

法人名 医療法人社団 豊泉歯科医院
所在地 群馬県前橋市広瀬町三丁目15番地1

※医療法人整理番号 0 0 5 7 0

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
賃貸契約	豊泉 修	歯科医師	医療法人の理事 長	診療所施設の賃 貸料の支払	1,200	地代家賃	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

月額家賃は100千円で、当月分を前月末に振込にて支払、地代家賃の設定は、医療法人設立の認可申請時の算出方法にて決定しております。